

# 確定申告のお知らせ

申告書は自分で作成 & 提出はお早めに

税目	平成30年分の申告書提出期限と納付期限	振替納税を利用した場合の振替日
所得税および復興特別所得税	平成31年3月15日(金)	4月22日(月)
贈与税	平成31年3月15日(金)	
個人の消費税および地方消費税	平成31年4月1日(月)	4月24日(水)



国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」で申告書等が作成できます。

- ①印刷して郵送等で提出！ (添付書類と一緒に提出してください。)
- ②インターネットで送信！ (詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。)

○ 申告書「控用」の返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です

◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、**税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。**

### マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

### 本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。  
※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。



### 【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！



詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」(http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)をご覧ください。

## 「確定申告のお知らせ」をご持参ください。

みなさんのご自宅に申告書に代わって「確定申告のお知らせ」が届いていませんか？  
このはがき(納付書の必要な方は封書)には、申告を提出する際に必要な事項が記載されています。  
確定申告書の提出や相談の際には、必ず「確定申告のお知らせ」をお持ちください。



※「確定申告のお知らせ」はがきのイメージです。

# 芝税務署・東京税理士会による 出張申告相談のお知らせ

期 間	会 場	時 間
2月20日(水)	八丈町多目的ホール 「おじゃれ」	午前9時～午後4時
2月21日(木)		午前9時～午後4時
2月22日(金)		午前9時～午後3時

※ 正午から午後1時の間は昼休みとなりますので、ご承知おき願います。

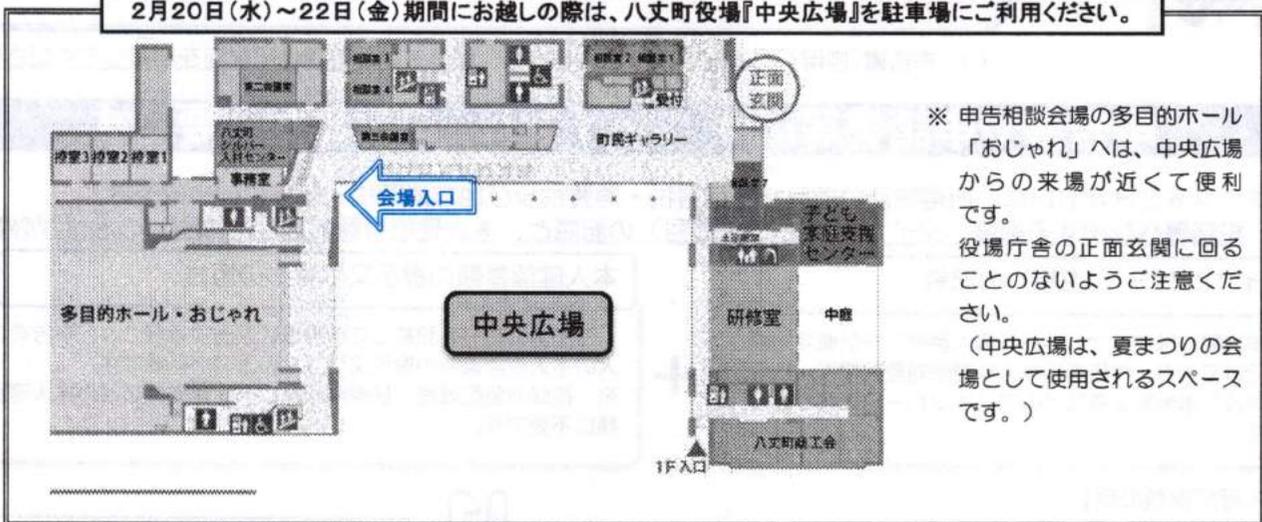
○ ご来場の際は、次のものをお持ちください。

①平成28年分・平成29年分の確定申告書等の控、②源泉徴収票、国民年金保険料の支払いを証する書類、国民健康保険料などの支払金額の分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費控除の明細書又は領収書（セルフメディケーション含む）、寄付金控除の証明書（その他の所得控除がある場合は、その所得控除の金額を計算できる書類）、③印鑑・マイナンバー確認証・身元確認証・「確定申告のお知らせ」のはがき・その他申告に必要な資料など。

○ 消費税課税事業者の方は

「消費税課税事業者届出書の控」、「消費税簡易課税制度選択届出書の控」をご持参ください。

2月20日(水)～22日(金)期間にお越しの際は、八丈町役場『中央広場』を駐車場にご利用ください。



※ 申告相談会場の多目的ホール「おじゃれ」へは、中央広場からの来場が近くて便利です。役場庁舎の正面玄関に回る必要のないようご注意ください。  
(中央広場は、夏まつりの会場として使用されるスペースです。)

■平成30年分確定申告の際に利用者識別番号を取得した方は、税務署から届いたハガキ（裏面の見本参照）又は、昨年の確定申告の控えを忘れずにお持ちください。

## 八丈町役場職員による申告の受付日程

期 間	会 場	時 間
3月1日(金)	八丈町民ギャラリー	午前9時 午後4時
3月3日(日)	三根公民館	
3月4日(月)	八丈町民ギャラリー	
3月5日(火)	末吉公民館	
3月6日(水)	中之郷公民館	
3月7日(木)	檜立公民館	
3月8日(金)	八丈町民ギャラリー (町役場1階)	
3月10日(日)		
3月11日(月)		
3月12日(火)		
3月13日(水)		
3月14日(木)		

※ 会場の都合により、3月15日(金)は税務課窓口にて、收受のみ対応します。記入指導が必要な方は、必ず3月14日(木)までにお越しください。  
なお、税務署から申告書が郵送されてきた方、土地や建物を売られたり、株による収入がある方、台風による災害がある方や青色申告の方、相続税・贈与税についてのご相談は、上記の『芝税務署・東京税理士会による出張申告相談』をご利用ください。

### 【確定申告に関するお問い合わせ先】

芝税務署 〒108-8401 東京都港区芝 5-8-1 TEL 03-3455-0551  
八丈町税務課 〒100-1498 八丈町大賀郷2551番地2 TEL 04996-2-1122